

# 鹿追町強靱化計画の概要

## 1 計画の策定趣旨

東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後想定される大規模自然災害に備えるため、国は国土強靱化基本法を施行し、「国土強靱化基本計画」が閣議決定されました。

これを受け、北海道においても「北海道強靱化計画」を策定し、事前防災・減災にかかる施策を総合的に推進しています。

鹿追町においても、人口減少社会の到来や急速な高齢化の進行、公共施設の老朽化、防災力の強化といった課題を抱える中、「第7期鹿追町総合計画」に掲げる災害に強いまちづくりの構築のため、北海道強靱化計画と調和した「鹿追町強靱化計画」を策定します。

伊勢湾台風（1959年）	阪神淡路大震災（1995年）	東日本大震災（2011年）
多数の死者・行方不明 	建築物・高架橋等の倒壊 市街地延焼火災の発生 	大規模津波による被害 帰宅困難者の発生 
「災害対策基本法」制定 「防災計画」の策定 ⇒「 <b>防災</b> 」概念の明確化	耐震化・密集市街地対策 自助・共助の大切さ ⇒「 <b>減災</b> 」の推進	ハード中心の対策の限界 防災教育などソフト対策の重要性 ⇒「 <b>国土強靱化</b> 」の取組

### ※国土強靱化とは

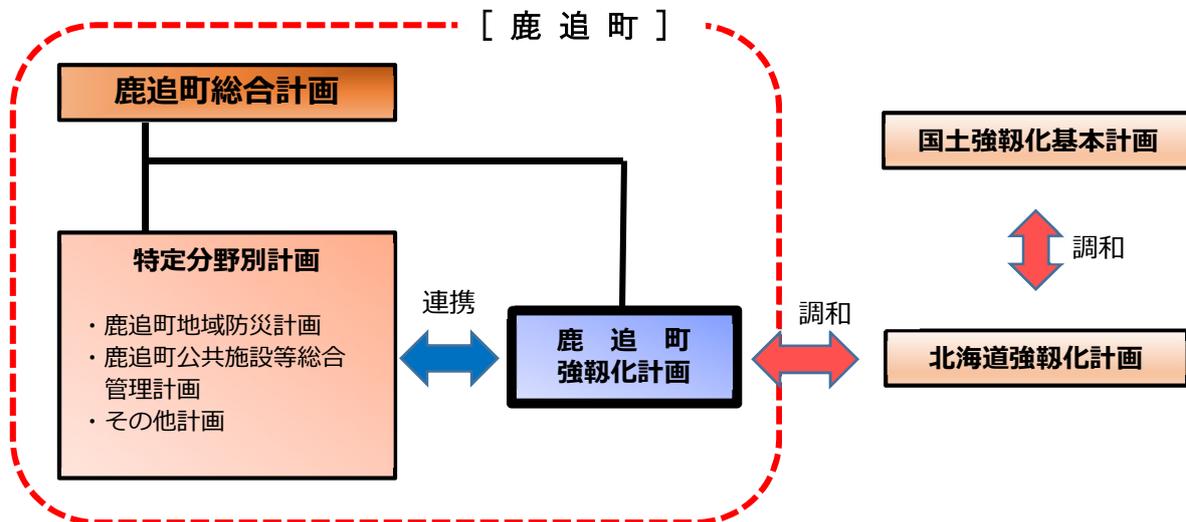
大規模自然災害の備えとして、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するもの

### ※基本目標

- ① **人命の保護**が最大限図られること
- ② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な被害を受けず維持**されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
- ④ **迅速な復旧復興**

## 2 計画の位置付け

鹿追町総合計画や他の特定分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、長期的な視点に立って一体的に推進します。



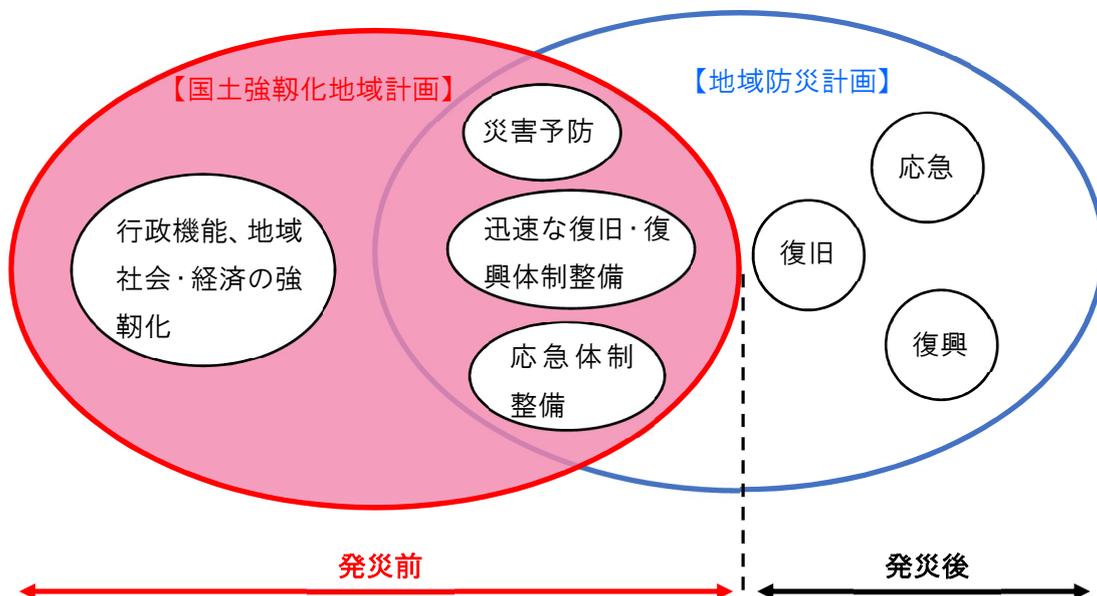
## 3 地域防災計画と強靱化計画

### 国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組としてとりまとめるもの。

### 地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの。



## 4 鹿追町強靱化計画の目標

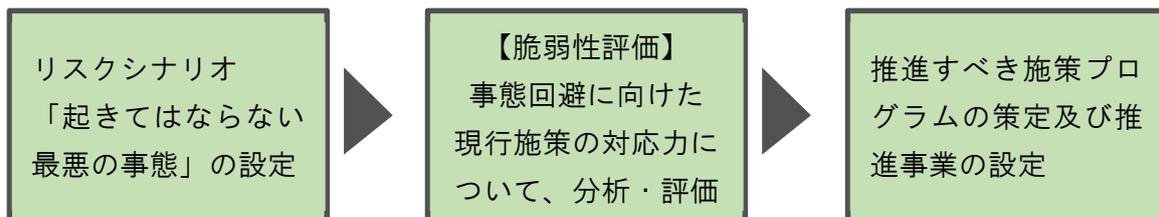
- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と鹿追町の社会経済機能を守る
- (2) 鹿追町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 災害に強い地域社会・地域経済の実現と迅速な復旧・復興体制の確立を図る

## 5 計画の概要

### (1) 想定する自然災害

鹿追町に甚大な被害をもたらすと想定される大規模自然災害全般としますが、町外における大規模自然災害についても、町として対応すべきリスクの対象とします。

### (2) 脆弱性評価から施策プログラム設定までの流れ



【リスクシナリオ 7つのカテゴリート 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリート 【7】		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 【18】	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	町内外における行政機能の大幅な低下

カテゴリー【7】		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）【18】	
4	ライフラインの確保	4-1	エネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能の維持	5-1	サプライチェーン（物流、供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1	農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

## 6 施策プログラム及び推進事業

- ・脆弱性評価の結果を踏まえて、施策及び推進事業を設定します。（ソフト・ハード両面）
- ・可能な限り数値目標を設定します。なお、施策推進に関わる国、北海道、鹿追町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」の位置付けとします。
- ・施策の推進については、鹿追町総合計画で掲げる基本構想の実現を図るとともに、鹿追町の強靱化を国・北海道の強靱化へつなげるため、総合計画の基本計画に沿った取り組みや「北海道強靱化計画」と調和を図り、緊急性や優先度を総合的に判断し実施します。
- ・施策の推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として位置付けます。また、状況の変化等に対応するため、必要に応じて推進事業の見直し、追加等を行います。

## 7 計画の推進期間

令和3年度（2021年度）から7年度（2025年度）までの5年間とします。